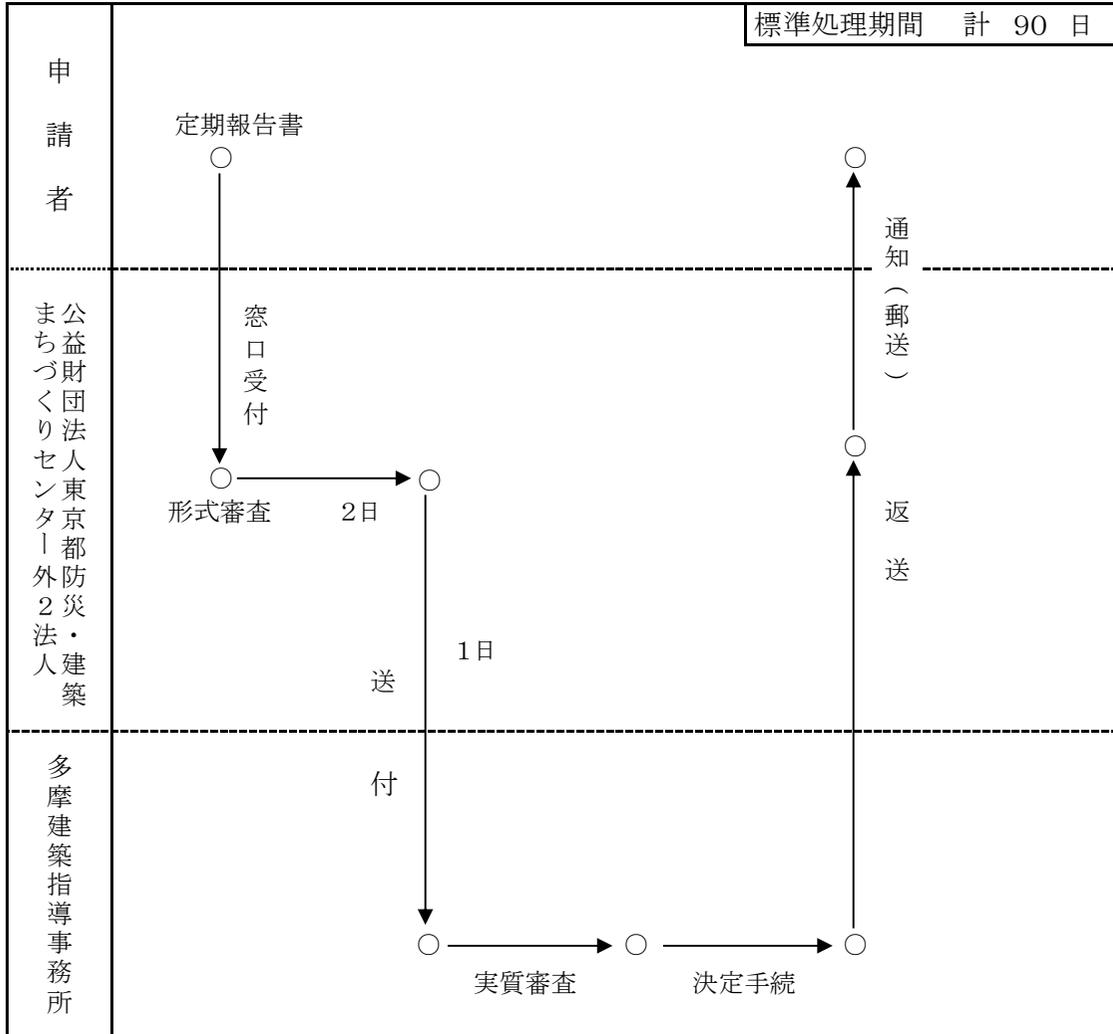


# 事務処理フロー図

事務名 建築基準法/特定建築物等の定期報告

作成部署 東京都多摩建築指導事務所管理課調査担当 電話042(548)2029

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された定期報告書に報告を満たすための条件や添付書類がそろっているかどうか、記載漏れがないかどうかを審査します。
2	送付	形式審査が終了した報告書を処理機関である多摩建築指導事務所管理課へ送付します。
3	実質審査	報告書の内容について、報告書の分類基準(特定建築物等定期調査報告事務処理要領等)を判定するための審査をします(必要に応じて改善指導あり)。
4	決定手続	報告書の内容の適否について、管理課長が決定します。
5	返送	決定手続が終了した報告書を受付機関に返送します。
6	通知(郵送)	報告書と報告済証の郵送により分類結果を報告書に通知します(必要に応じて改善指導あり)。